

別表 1（第 4 条関係）

補助対象経費	内容	補助率	対象期間	補助上限額
土地の賃借料	新たに借用する土地の賃借料（50a 以上）	補助対象経費の 2 分の 1 以内	5 年間	4 万円
土地の購入費	新たに購入する土地の購入費（50a 以上）	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 回	20 万円
土壌改良費	農業参入する法人が耕作放棄地等の土壌を改良するための経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内	5 年間	100 万円
機械および施設の取得に要する経費	農業機械および農業施設を新たに取得する場合に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 回	100 万円
機械の借用（リース等）に要する経費	農業機械を新たに借用（リース等）する場合に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内	5 年間	50 万円

備考

- 1 この表の年度の起算については，市内農地の権利を取得した年度または複数の農業者で新たに組織される法人を設立した年度から起算するものとする。
- 2 この表の補助対象経費については，農業参入団体の事業年度の令和 5 年度以降に要した経費を対象とするものとする。
- 3 土地の賃借料に対する補助金および土地の購入費に対する補助金の交付については，併せて受けることができない。
- 4 機械および施設の取得に要する経費に対する補助金および機械の借用（リース等）に要する経費に対する補助金の交付については，併せて受けることができない。

別表 2（第 4 条 関係）

補助対象経費	内容	対象期間	補助上限額
人件費	函館市民の雇用（常時雇用者に限る）がある場合	5 年間	20万円/人 5人分